

告 示

富山県告示第369号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により砺波市出町東部第3土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年9月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 組合の名称

砺波市出町東部第3土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和2年10月7日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

砺波市杉木字狐川原及び太郎丸字鍋島の各一部

4 事務所の所在地

砺波市広上町4番16号

5 設立認可の年月日

令和2年10月7日

6 変更認可の年月日

令和6年9月11日

富山県告示第370号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営青島地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

2 作業期間

令和6年7月5日から令和7年3月14日まで

3 作業地域

富山県富山市及び中新川郡上市町地内

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和6年7月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月11日

富山県監査委員	山崎	宗良
富山県監査委員	亀山	彰
富山県監査委員	田中	篤人
富山県監査委員	高橋	正樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

		監査年月日
生活環境文化部	県民生活課	令和6年7月25日
同	文化振興室	令和6年7月26日
同	国際課	令和6年7月18日
同	環境政策課	令和6年7月19日
同	自然保護課	令和6年7月18日
同	環境保全課	令和6年7月25日
同	スポーツ振興課	令和6年7月25日
厚生部	厚生企画課	令和6年7月31日
同	高齢福祉課	令和6年7月31日
同	子ども家庭室	令和6年7月26日

監査対象箇所		監査年月日
厚生部	障害福祉課	令和6年7月30日
同	中央病院	令和6年7月1日
同	リハビリテーション病院・ こども支援センター	令和6年7月8日
商工労働部	商工企画課	令和6年7月30日
同	地域産業振興室	令和6年7月31日
同	立地通商課	令和6年7月30日
土木部	流域下水道	令和6年7月10日
同	利賀川ダム管理事務所	令和6年7月1日
出納局	高岡出納室	令和6年7月23日
同	砺波出納室	令和6年7月23日
企業局	企業局	令和6年7月10日
教育委員会	教育企画課	令和6年7月19日
同	生涯学習・文化財室	令和6年7月22日
同	保健体育課	令和6年7月22日
同	県民生涯学習カレッジ本部	令和6年7月5日

(2) 監査対象年度

令和4年度及び令和5年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

〈〈注意事項〉〉

- ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。
- イ 収入証紙収納額報告書に誤りがあつた。
- ウ 収入科目を誤っているものがあつた。
- エ 時間外勤務手当の支給に誤りがあつた。
- オ 補助金にかかる事務手続及び支払を年度内に完了させていないものがあつた。
- カ 過年度支出が生じた。(2箇所)
- キ 支払が遅延しているものがあつた。(5箇所)
- ク 手当の認定に係る事務手続に適切でないものがあつた。
- ケ 所得税の支出に不適正なものがあつた。
- コ 専決規定に違反しているものがあつた。(2箇所)

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

公益財団法人富山県女性財団	令和6年7月8日
サンフォルテJOIグループ	令和6年7月8日
公益財団法人富山県文化振興財団	令和6年7月5日
公益財団法人とやま環境財団	令和6年7月8日
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター	令和6年7月24日
蓮町創業支援拠点運営共同体	令和6年7月9日
公益財団法人富山県労働福祉基金	令和6年7月24日
公益財団法人富山県建設技術センター	令和6年7月4日
富山県道路公社	令和6年7月9日
公益財団法人富山県下水道公社	令和6年7月22日
公益財団法人富山県ひとづくり財団	令和6年7月4日

(2) 監査対象年度

令和5年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。(2箇所)
